

津和野町津和野伝統的建造物群保存地区保存計画

平成 25 年 2 月

平成 27 年 4 月（第 1 回変更）

平成 28 年 12 月（第 2 回変更）

平成 30 年 12 月（第 3 回変更）

令和元年 5 月（第 4 回変更）

令和元年 11 月（第 5 回変更）

目 次

第1章 保存地区の保存に関する基本計画	1
(1) 保存地区の概要	1
(2) 保存地区の現況	3
(3) 保存地区の構成とその特性	4
(4) 伝統的建造物群の特性と環境物件	5
(5) 保存の基本方針と保存地区の範囲	7
第2章 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定	
(1) 伝統的建造物	8
(2) 環境物件	8
第3章 保存地区における建造物及び環境物件等の保存整備計画	9
(1) 伝統的建造物	9
(2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景	9
(3) 道路、水路の整備と復旧	9
(4) その他	9
第4章 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置	
(1) 経費の補助	10
(2) 技術的援助等	10
(3) 保存団体等への助成	10
第5章 保存地区の保存のために必要な施設・設備並びに環境整備計画	11
(1) 管理施設等の整備	11
(2) 防災施設等の整備	11
(3) 環境の整備等	11
資料	
・伝統的建造物の「修理基準」	13
・伝統的建造物以外の建築物の「修景基準」および「許可基準」	14・15
(図1) 保存地区の範囲	17
(図2、表1) 伝統的建造物(建築物)	18
(図3、表2) 伝統的建造物(工作物)	23
(図4、表3) 環境物件	25

津和野町津和野伝統的建造物群保存地区保存計画

津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例（以下「保存条例」という。）第3条の規定に基づき、津和野町津和野伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という）の保存に関する計画を定める。

第1章 保存地区の保存に関する基本計画

（1）保存地区の概要

ア. 保存地区の位置・地理・範囲

津和野の旧城下町は、津和野町の南端に位置し、標高は海拔約150mである。旧城下町の東から南にかけては青野火山群と呼ばれる標高900mの青野山、竜帽子山、陶ヶ嶽に、西を比高約200mの津和野城跡のある城山に囲まれた南北に細長い盆地である。中央に津和野川が南北に流れ、川を中心に街が広がっている。江戸時代は旧城下町の中心を旧山陰道が通っていたが、今日では、青野山の中腹を国道9号が走り、そこから主要地方道津和野田万川線、同じく萩津和野線などが伸びている。

保存地区は旧城下町の北側にあつて「後田」と呼ばれ、中世、室町時代は津和野城の搦手に位置し水田として開発が行われたと考えられている。中世末期に津和野城主吉見氏により城下町として整備されて以来、江戸期を通じて城下町における武家地、町人地として栄えてきた。通りや水路などは整備当時の原形を今に留め、それに沿って立ち並ぶ建物は武家地や町人地の雰囲気は今に伝えている。

保存地区の城山からの眺めは、津和野川の流れによって造られた盆地景観と、それを両側から挟む青野山の傾斜地および植林された自然景観、さらには中央を流れる津和野川と旧山陰道沿いに立ち並ぶ赤茶色の石州瓦の家並が景観に奥行を与えている。

保存地区の範囲は、町の中心にある津和野大橋を南端とし、北は御旅所前の広場までの範囲で、殿町通り～祇園丁通りを中心とし、万町通り、新丁通りに面した建物の背面までとする（別図1）。

イ. 保存地区の歴史

旧城下町の北側にあたる保存地区の歴史は、現在のところ16世紀までしか遡ることができない。本地区が「後田」と呼ばれていることから中世以前は城の西側が人々の生活区域であり、城の東側は水田などの耕作地であったと考えられている。

中世期の町の中心は城の西側に当たる喜時雨や高田地区にあつた。吉見氏

により 16 世紀末頃に城下町を城の東側に整備する計画がたてられたが、城下町として整備するには土地が狭いため、応永 2 年（1395）の「応永の大水」と呼ばれる水害を契機に耕作地であった後田地区を宅地として整備し、城下を拡大したと考えられている。町の地割が整備されたのはこの頃であったが、建築物として現存するものはない。

江戸期に入ると坂崎氏が津和野に入り、城の整備に合わせて城下町としての整備が本格的に開始された。慶長 7 年の御縄町屋敷帳によると「今市」（今の本町地区）の地名が見られる。この町並みは吉見氏時代に整備されており、坂崎氏はそれを継承して新しい町の整備を計画したと思われる。坂崎氏の居館は殿町にある津和野町役場津和野庁舎付近にあったが、同年の検地帳に付箭で「屋敷入り」「大道に入り」「道敷に入り」と記されており、城下町が急速に拡張されていく状況が示されている。

絵図で最も古い「石見津和野城絵図」（正保年間）を見ると、武家地、町人地、寺町の区域が詳細に記されている。どのような建築物が並んでいたかは不明であるが、道については詳細に描かれており、かつ地割も明確でほぼ現在と同じように区画されているのが確認できる。町人地が完成されたとされる元禄期の「津和野城下侍屋敷明細絵図」には氏名が記されているため、区内にどのような武士や商人が居たのかを知ることができる。

嘉永 6 年（1853）の大火により城下町のほとんどが焼失し、そのため大火以前の建造物はほとんど現存しないが、永明寺、光明寺などの寺が僅かに火災を免れた。その直後に建築された建築物としては、殿町地区の筆頭家老の多胡家や藩校養老館の一部の建物、町家では分銅屋およびささや呉服店が残る。

明治維新後、津和野藩知事の職にあった亀井茲監は、明治 4 年（1871）、その職を辞して江戸に上京し、藩士たちは新たにおかれた浜田県の職員となった。津和野藩の消滅により、旧城下町は武士を中心とした町から商工業者の町へと町の機能の変容することとなった。また、郡制から町制への移行にともない、郡役所、町役場、旧制中学校などの新しい機能が加わることで、鹿足郡の行政、教育、経済の中心的な地域として機能を続けて行くこととなる。交通面においては、明治 18 年（1885）からは城下を通っていた旧国道（旧山陰道）の整備が開始され、翌 19 年に完成している。これにより益田方面や山口方面からの交通の便が良くなり、人力車、車力、荷馬車、馬車などの往来が増加していった。さらに大正 11 年（1922）に国鉄（現 J R 西日本）の山口線が開通し、人や物資の移動が、大幅に拡大されることとなった。昭和に入ると、さらに交通量が増え、本町通りから殿町通りへ通じる唯一の主道だけでは渋滞が発生するため、通りの西側に津和野駅から津和野大橋へ通じる産業道路（現在の「高岡通り」）が整備された。

第 2 次世界大戦後は過疎化の進行で人口が減少したが、大規模な町の開発

が行われず、無秩序な建築物の乱立といった状況とは無縁のまま今日に至った。

(2) 保存地区の現況

旧津和野町は、昭和 30 年に津和野町、木部村、畑迫村、小川村の 4 か町村が合併し、当時の人口は 13,348 人、世帯数は 2,900 世帯であった。その後昭和 38 年の雪害、高度経済成長による都市への人口流出、出生率の減少など様々な要因により急激な過疎化をまねくこととなった。平成 17 年(2005)の大合併時、旧津和野町の人口は 5,643 人、世帯数 2,339 世帯まで減少していた。

昔ながらのたたずまいを残す津和野の大きな転機となったのが昭和 40 年代後半の国鉄によるキャンペーンであった。それまでは地元住民の生活に必要な経済活動や太鼓谷稲成神社への参拝客を迎えるだけの静かな町であったが、突如として多くの観光客が訪れるようになった。これにより小売業や飲食業、旅館業などの第 3 次産業が大幅に発展し、一時的に経済も潤った。

このような中、昭和 48 年には全国でもいち早く津和野町環境保全条例を制定し、周辺の自然環境や歴史遺産を対象として、保存地区や保存建物、保存記念物を定め、それらの保全に努めていくこととなった。そうしたことの効果もあって、昭和 53 年には年間 150 万人もの観光客が訪れ、町は自転車で街中をめぐるアン・ノン族と呼ばれる若者や修学旅行生などで溢れかえった。その後も観光客は年間 100 万人程度を維持し続けるとともに、観光のメインであった殿町通りは伝統的文化都市環境保存地区整備事業により歴史的な町並みの整備なども順次行われていったが、それ以外の地区では空き家や、建物の取り壊しにより空き地が増え、津和野地域の特に観光の中心である保存地区の町並みの保存が緊急かつ重要な課題として提起されることとなった。

津和野町では、昭和 60 年度において伝統的建造物群保存対策調査を実施し、伝統的建造物保存地区保存条例の制定を目指す動きがあったが、制度の趣旨や内容の理解が進まなかったことにより地域住民を巻き込んでの町並み保存への動きは停滞してしまう。平成 3 年には津和野町地域住宅計画(HOPE 計画)が策定され、町民が主体となって快適な住文化、住環境の創出などの試みなども行われたが、これも制度を十分に活用されないままに終わった。当時の計画策定委員の一部により HOPE 研究会が設立され、歴史的建築物の調査や保存ための意識啓発活動が細々と継続はしている。

平成 16 年度に景観法が定められ、津和野町は平成 19 年度に景観行政団体に認定された。これを機に津和野町環境保全条例を見直し、現行制度にあわせた津和野町景観計画を平成 21 年度に策定し、新たに津和野町景観条例が制定された。これにより、保存地区は殿町景観形成地区と本町界限景観形成地区として歴史的な町並みを保全していくことが改めて確認された。

文化財の保護制度においては、藩校養老館（史跡）や津和野藩家老多胡家表門（建造物）が県指定文化財となっていたが、平成8年に登録文化財の制度ができると、殿町通りの旧鹿足郡役所、カトリック教会の2棟が登録された。その後しばらくは追加されることはなかったが、平成20年度に津和野郷土館、旧日原町内の下森家住宅、藤井家住宅の計10棟が追加されたのを機に、平成22年（2010）、本町通りの商家、住宅など計39棟が追加登録された。平成22年度には国登録有形文化財（建造物）の所有者による「津和野町登録有形文化財保持者の会」が結成され、保存のための取り組みや課題についても検討されるようになった。

平成20年度から22年度において取り組んだ「津和野町歴史文化基本構想」の策定においても、伝統的建造物群保存地区の制定について専門家や町民の代表による委員会で検討が行われた。その結果、歴史的建造物が集中する後田地区および中座地区の2カ所についてその可能性が指摘されている。こうした中、津和野町登録有形文化財保持者の会をはじめとして歴史的建造物の保存のための補助制度の導入についての要望もあり、町では平成24年6月に「津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、町並みの恒久的な保存と歴史を活かした町づくりに向けて住民と行政が一体となって本格的な取り組みを開始することとした。

なお、保存地区を含む旧城下町全域は、津和野城下町遺跡として埋蔵文化財包蔵地となっており、開発前には事前協議が義務付けられている。

（3）保存地区の構成とその特性

保存地区は、国指定史跡津和野城跡と青野山に挟まれた盆地にあって、その中心に位置する津和野大橋の北側に広がっている。津和野城は標高350mの山城で、直下に藩邸を構え、津和野川を内堀とし、武家屋敷のあった堀内地区の周囲に外堀を配して、殿町とを合わせて武家地を構成した。保存地区の南端に位置する殿町通りは、江戸初期に坂崎氏が館を構えた。後に亀井氏により御殿が興源寺跡（現津和野高校グラウンド）に移設されてからも、江戸時代を通じて筆頭家老の多胡氏をはじめとした上級家臣の居住地であった。明治維新によって家臣の多くが津和野を離れたため、武家屋敷の多くは失われているが、多胡氏の表門や幕末に移設された藩校養老館の武道場などが良好に残り、後に整備された土塀や門とあわせ当時の雰囲気を良好に伝えている。さらに昭和に入りカトリック教会が殿町通りの北端の東側に建設された。これは、明治になって商人であった堀九郎兵衛の館跡にキリシタン弾圧により殉教者を弔うために建てられたもので、津和野の歴史を物語るうえで貴重な建築物である。

殿町通りから続く本町通りや祇園丁通りは、旧山陰道沿いの町人地として発展し、嘉永の大火後の商家や、明治以降の酒屋などが立ち並び往時の面影

をとどめている。さらにその先に伸びる鉄砲丁通りは城下の北端にあって、城下への入り口としての機能があった。後に道路の付け替えや駅通りの新設により当時の面影は薄らいでいるが、江戸期の地割を残すとともに、明治から大正にかけての歴史的景観を良好に留めている。

旧山陰道に平行して走る万町通りや西町通り（現新丁通り）、さらにそれらに直行するように配置された今市通りや魚町通り、風呂屋町通り沿いには江戸時代、町人地として発達した。各通りは江戸期から昭和初期にかけての旅館や仕舞屋などの建築物が数多く残っており、津和野城下町の歴史的景観を特徴づけている。

地区内を縦横に流れる水路は中世末の城下町の形成とともに整備され、今日までその原形を良好に留めており城下町の歴史的構成要素として貴重である。江戸期から庭で鯉を飼う習慣があり、殿町地区では明治時代に殿町通りの東側に水路を整備し鯉を放流した。他の区域では今でも敷地内や前庭に小さな池を作り、水路から水を敷地内に引き込んで鯉を飼い歴史的な景観を今に伝えている。

さらに、保存地区の周囲には、高岡通りの西側、城山との間に寺町が広がり、歴代藩主の菩提寺であった永明寺や、亀井氏ゆかりの光明寺、常光寺などがある。さらに南端の津和野川沿いには町を守るための象徴である弥栄神社があり、町並みの構成要素として大変貴重なものとなっている。

このように、橋北地区は、行政のこれまでの町並みを残すための取り組みと、地区住民の不断の努力により、武家地と町人地の町並みが一体として残されてきた。その中でも特に殿町通りから本町通りにかけての通り一帯は津和野町の町並みを代表する歴史的風致を今日に良く伝えている。

（４）伝統的建造物群の特性と環境物件

ア．伝統的建造物群

保存地区の伝統的建造物群の特性は、伝統的建造物及びそれと一体Xをなして歴史的風致を形成する環境要素からなっている。殿町通りには家老多胡家にみられる江戸時代の武家屋敷や藩校養老館の学校建築、本町通りから祇園町にかけては江戸～明治の商家建築、万町通りや新丁通りには明治～昭和初期にかけての町家建築が多数を占め、戦前の様子を比較的良く残している。

武家地の敷地は殿町通り沿いに面し、西側には千石取りの筆頭家老多胡氏、九百石取りの牧氏が陣取り、間口はおよそ30間、奥行は津和野城の山裾水路までのおよそ50～60間の規模を有していた。現存する多胡家の武家屋敷は、庭に面した1階の主座敷と2階部分は江戸時代の面影を残している。幕末の城下絵図によると、屋敷はそれぞれ脇にくぐり戸を持つ大型の門を持ち、それらを土塀で繋いで通りと敷地を分ける。昭和の殿町通りの道路整備の際、当時の雰囲気を取り戻す形で整備が行われており、今日まで良好な景観を維

持している。

殿町の東側はもともと武家屋敷があったところである。嘉永の大火後に藩校養老館が建設され、通り向きは長屋門と土塀で敷地とを分けている。昭和に入りカトリック教会および津和野幼花園、さらには町民センターなどが建設されたが、江戸時代当初の地割を維持し、建物も景観に配慮したものとなっている。近世から現代に至る各時代の建物が立ち並び、和洋の建築様式が併存した独特の町並み景観を形成している。

保存地区の西側は国鉄の線路及び現高岡通りにより分断されており、また多胡家以外はその利用形態も大きく変化している。

町人地の敷地は間口を狭く取る一方で、奥行の深い都市型町家独特の形態をとっている。酒屋などの大型の敷地には本町通りから背面まで一街区を通り抜けるものもある。

本町通りの町家の中には表側に店を構え間口を10間以上とする大型のものもあるが、5～10間とするものが一般的である。本町通以外の通りに面する住居については、間口を2～5間程度とし、奥行もそれほど深くは取らず途中で裏通りからの町家と接している。中にはいくつかの建築物が横に連続する長屋の形態を持つものもある。

敷地における建築物の配置は、商家では表通りに面して店舗を配置し、脇に土蔵を配置するものもある。店先から建物奥に通じる土間に沿って部屋を配置し、主座敷に面して中庭を有して、座敷からの景と同時に日照と通風の確保が図られている。一般の町家では入り口を土間とし、敷地の背後に土蔵を配するものが多い。

武家屋敷は木造入母屋造瓦葺きとする。町家は切妻造瓦葺きで、平入りとするのが一般的である。瓦はこの地方特有の寒さに強い石州瓦で、赤茶色を基本とする。外壁は大壁造の漆喰仕上げで、外壁の下方に羽目板張の腰板を持つ例が多い。明治中期までの建物は背の低い二階建てのものが多く、窓は出格子か塗り込めの虫籠窓とするものが多い。妻面を漆喰の塗り込めとするのが通例である。表構えは、大戸と格子とする。中にはすり上げ戸を使った伝統的な建具を残すものもある。

また、殿町通りや本町通りの大型の町家には通りに面して薬医門を配置している。武家屋敷の表門から商家の通用門までその形態は様々であり、それに付属する漆喰塗りの土塀、さらにはその敷地内に植えられているマツや柿の木などが通りの重要な景観を構成している。

イ. 環境物件

環境物件としては、保存地区内の商家や一般の町家に造られた前庭および主庭、水路、樹木などがあり、これらが伝統的建造物群と一体をなし歴史的風致を形成している。

水路は、中世末期から江戸初期にかけて町が整備された際に設けられたもので、現在は西周旧居付近に設けられた津和野川の取水口から水を取り込み、地区内に引き込んでいる。その経路は大きく変わることはなく、部分的に蓋を施しているところもあるが全般的に開渠とし、流水を見ることができる。敷地内にこの水路から水を引き入れ、鯉を飼う習慣も歴史的な風致を伝えている。

(5) 保存の基本方針と保存地区の範囲

伝統的建造物群の特性を維持している建築物およびこれと一体となって歴史的風致を形成している土地、自然物を保存・活用する。あわせて歴史的景観を損ねている伝統的建造物以外の建築物の適切な修景を図るとともに、空地等について適切な修景とその利用を図り、当該保存地区の歴史的風致の維持、回復、向上を図る。その際には、生活環境の向上やまちづくりの促進に寄与するよう、また、耐震や防火などの安全性が強化・向上されるよう配慮する。

さらに、保存地区の文化財的価値に対する理解が高まるよう普及啓発に努める。

保存地区の名称：津和野町津和野伝統的建造物群保存地区

保存地区の範囲：津和野町後田（別図1）

保存地区の面積：11.1ha

第2章 保存地区における伝統的建造物及び環境物件の特定

(1) 伝統的建造物

次の建築物と工作物を伝統的建造物とする。

- ①建築物は、おおむね昭和戦前期までに建築されたもので、伝統的な屋敷建築、町家建築の主屋及び付属屋、寺院、教会、公共建築であってそれぞれの特性をよく現していると認められるもののうち、別表1に示す物件とする。その位置及び範囲は別図2に示すとおりとする。
- ②工作物は、伝統的な屋敷建築、町家建築と一体をなすもので、おおむね昭和戦前期までに建築され、伝統的な工法によりその諸特性をよく現していると認められる門、塀垣等のうち、別表2に示す物件とする。その位置及び範囲は別図3に示すとおりとする。

(2) 環境物件

環境物件は、伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件で、保存地区の歴史的風致を保存するため、特に必要と認められる自然物、土地、水路等のうち、別表3に示す物件とする。その位置及び範囲は別図4に示すとおりとする。

第3章 保存地区における建造物及び環境物件等の保存整備計画

(1) 伝統的建造物

伝統的建造物については、主としてその外観（それと密接な関係を有する内部を含む）を維持若しくは復原するための修理を行う。その際には、建築当初の様式、その後の改造の経過を明らかにし、当該建築の歴史的特性を尊重した措置をとる。いずれの修理も別に定める「修理基準」に従って適切に行う。

(2) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める「許可基準」及び「修景基準」を適切に運用し、歴史的風致の維持、向上を図る。

空き地や伝統的建造物以外の建造物などで、現状が歴史的風致を損ねる状態にあるものについては、「許可基準」「修景基準」により、周囲の景観に調和させることを目的とした修景を計画的に行う。

(3) 道路、水路の整備と復旧

道路および水路の位置及び幅員は現状維持を原則とする。既舗装の道路については、舗装改修時に歴史的景観を考慮した仕上げとし、周囲の環境との調和を図る。

水路は敷地内に入出入りするためにやむを得ない場合のほかは原則蓋を行わない。やむを得ない場合においては周囲の景観にあったものとする。また、遺存する石積み及び敷石は保存に努める。現状が歴史的風致を損ねている状態にあるものについては、調査に基づいて復旧、修景、整備を行う。

(4) その他

アンテナ類、ガスボンベ、エアコン、換気扇、エコキュート等の屋外設備類、屋外の看板、標識などの類で、歴史的風致を損ねている状態にあるものについては、修景、整備等を行う。

第4章 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置

(1) 経費の補助

町は別に定める「津和野町伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により、予算の範囲内において必要な補助を行うことができる。

(2) 技術的援助等

修理、復旧、修景及び整備を適切に行うために、必要に応じて技術的支援、情報提供を行う。

(3) 保存団体等への助成

保存地区住民等により組織された保存団体の活動や伝統的建造物等の保存技術の向上等を目的とした団体への保存に係る活動に要する経費に対し必要な補助を行う。

第5章 保存地区の保存のために必要な施設・設備並びに環境整備計画

(1) 管理施設等の整備

保存地区の管理運営、情報収集、情報発信、普及啓発等に資する拠点施設の整備に努める。

また、伝統的建造物のうち、その保存のために必要がある場合には買い上げや借り上げを行い、一般公開を行いながら適切な活用に努める。

歴史的風致との調和に配慮しつつ、標識、説明板、案内板などを設置し、普及啓発に努める。

(2) 防災施設等の整備

伝統的建造物等の特性と保存地区の立地条件、地域の気候・風土を考慮し、防災対策調査を行い、計画的に整備を行う。実施にあたっては歴史的風致を損ねないように配慮する。

また、既存の防災設備の整備点検に努める。

(3) 環境の整備等

ア. 電柱などの整備

電力用及び電話などの通信用架線については、移設や架線整理、地下埋設などによって歴史的景観の阻害とならないよう整備に努める。

イ. 駐車場等

保存地区への車両の流入量を抑制するため、既存の駐車場の適切な活用を図る。さらには空き地などを活用して駐車場を整備する際には歴史的景観の阻害とならないように配慮する。

ウ. 下水道等

河川や水路の浄化を進めるとともに、衛生的な環境づくりを図るため、歴史的風致を守りながら下水道などの整備を推進する。

伝統的建造物の修理基準

保存地区内の伝統的建造物の修理については、津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例、同施行規則、及び津和野町伝統的建造物群保存地区保存計画に基づき、以下の基準によって行うこととする。

1. 修理に際しては、伝統的建造物の特徴及び価値を良好に維持するため、あらかじめ伝統的建造物の破損状況、技法、変遷などについて調査を行ったうえ、変遷に配慮した伝統的工法、材料、意匠、仕上げによることを原則とする。
2. 1に定める調査の結果、伝統的建造物を良好に維持していく上で必要と認められる場合は、構造補強を行う。この場合、伝統的工法を尊重し、主要な構造材及び外観の意匠を構成する部材への影響が最小限になるように努める。
3. 修理に際しては1の調査結果に基づいて復原を行う場合は、不明な部位について保存地区内の類例に拠ることを原則とする。なお、類例に該当する物件は、復原する年代や建築様式などが近似の伝統的建造物とする。

伝統的建造物以外の建築物の修景基準

1. 伝統的建造物以外の建築物等の修景については、下記に示す基準によって伝統的建造物の様式、色彩に合致したものとする。

基準項目	修景基準（町家型 ※1）	修景基準（屋敷型 ※1）
対象となる物件	伝統的建造物以外の建造物	
位置・規模	・建物は町並み壁面線（※2）に揃えて建てる	・建物の主要な壁面は通りから1間以上後退させ周囲を塀で囲む
構造	・原則木造とし、平入とする ・原則2階建て以下で、2階建ての場合1~2階の間に庇を設ける	・原則木造とする。 ・原則2階建て以下とし、2階建ての場合は1~2階の間に庇を設ける
高さ	・棟の高さは10m以内とし、軒および庇の高さは周りの伝統的建造物の高さを考慮して決める	・棟の高さは10m以内とし、軒および庇の高さは周りの伝統的建造物の高さを考慮して決める
屋根・庇	・原則として切妻とする ・勾配は周囲の伝統的建造物を考慮して決める	・切妻、入母屋とする ・勾配は周囲の伝統的建造物を考慮して決める
軒	・建物本体と調和する軒の出とする	
建築物外部意匠	屋根・軒	・石州瓦で赤茶色を基本とする ・軒裏は垂木野地板あらわし又は塗籠とする
	庇	・原則として屋根葺き材に準じるものとする ・垂木野地板あらわし又は塗籠とする
	外壁	・周囲と調和させる仕上げとする（土、漆喰、板など）
	建具	・原則として木製とする
	基礎	・石張り、洗出し又はこれに類するもの
	樋	・黒又は濃い茶色仕上げとする・受金物もこれに準じる
	外部土間	・石張り、洗出し又はこれに類するもの
工作物	塀	・土塀、板塀とする
	門	・木製とする

※1 殿町通りは屋敷型とし、本町通りは町家型とする。その他は現状及び歴史的変遷を考慮して判断する。

※2 町並み壁面線とは、主屋一階がつくりだす壁面線をいう

2. 上記1に拠りがたい場合は、津和野町及び津和野町教育委員会が津和野町伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見をふまえて修景指針を別に示す。

伝統的建造物以外の建築物の許可基準

1. 伝統的建造物以外の建築物等の修景については、下記に示す基準によって伝統的建造物の様式、色彩に合致したものとする。

基準項目		許可基準[現状変更の許可の要件となる基準]	
対象となる物件		伝統的建造物以外の建造物・環境物件	
建築物	位置・規模	・ 建物は町並み壁面線を考慮して建てる	
	構造	・ 原則として2階建て以下とする ・ 2階建ての場合は原則として1階と2階の間に庇を設ける	
	高さ	・ 棟の高さは10m以内とし、軒及び庇の高さは周りの伝統的建物の高さを考慮して決める	
	外部意匠	屋根	・ 歴史的風致と調和したものとする
		軒	
		庇	
		外壁	
		建具	
		材料	
基礎			
樋			
外部土間			
工作物		・ 歴史的風致と調和したものとする	
建築設備		・ 原則として通りから望見できない位置に設置する（但し、やむを得ない場合は、歴史的風致と調和するよう対策を講じる）	
環境要素		・ 歴史的風致と調和したものとする	
土地の形質の変更		・ 変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする ・ 空地が生じた場合は歴史的風致と調和するよう管理運用を図る	
木竹の伐採・植栽		・ 歴史的風致を形成する木竹の保全に努める	
土石類の採取		・ 採取後の状態が歴史的風致と調和したものとする	

★町並み壁面線とは、主屋一階がつくりだす壁面線をいう

★建築設備とは、ガス・暖房・冷房・換気・ソーラー等

★工作物とは、塀・垣・石積・石造物等

★環境要素とは、庭園・水路・池・樹木等

2. 上記1に抛りがたい場合は、津和野町及び津和野町教育委員会が津和野町伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見をふまえて許可指針を別に示す。

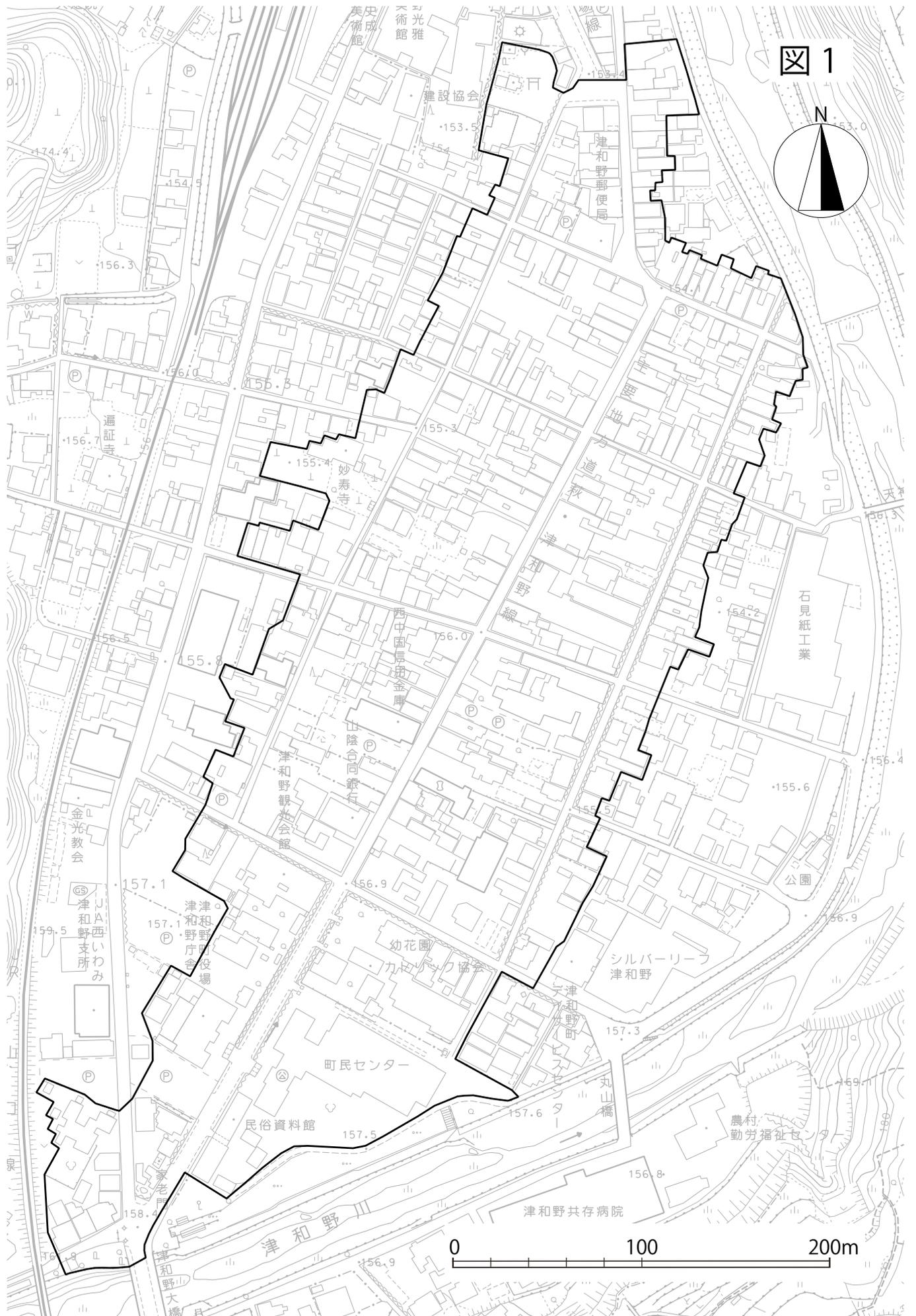


図 1

表 1 伝統的建造物（建築物）

番号	種別	員数	所在地	備考
1	主屋	1棟	後田口60番1	
2	土蔵	1棟	後田口60番1	
3	門	1棟	後田口60番39	
4	倉庫	1棟	後田口60番39	旧物見
5	倉庫	1棟	後田口60番39	旧番所
6	武道場	1棟	後田口66番51	養老館
7	土蔵	1棟	後田口66番51	御書物蔵
9	門	1棟	後田口66番51	
10	役場	1棟	後田口64番6	
11	土蔵	1棟	後田口64番6	
12	門	1棟	後田口64番6	
13	主屋	1棟	後田口65番10	
14	土蔵	1棟	後田口65番10	
15	門	1棟	後田口65番10	
16	カトリック教会	1棟	後田口66番7	
17	神父館	1棟	後田口66番7	
18	店舗兼住宅	1棟	後田口70番1	
19	土蔵	1棟	後田口70番1	
20	主屋	1棟	後田ハ38番	
21	土蔵	1棟	後田ハ38番	部屋の蔵
22	土蔵	1棟	後田ハ38番	上の蔵
23	土蔵	1棟	後田ハ38番	下の蔵
24	門塀	1棟	後田ハ38番	
25	店舗兼主屋	1棟	後田口197番	
26	付属家	1棟	後田口197番	離れ
27	土蔵	1棟	後田口197番	本蔵
28	土蔵	1棟	後田口197番	奥の蔵
29	土蔵	1棟	後田口197番	庭の蔵
30	旅館	1棟	後田口185番3	
31	店舗	1棟	後田口205番	
32	店舗兼主屋	1棟	後田口190番	
33	土蔵	1棟	後田口190番	中蔵
34	土蔵	1棟	後田口190番	ござ蔵・びんつけ蔵
35	土蔵	1棟	後田口190番	はぜ蔵
36	土蔵	1棟	後田口190番	菜種蔵

37	店舗兼主屋	1棟	後田口210番	
38	主屋兼事務所	1棟	後田口192番1	
39	店舗	1棟	後田口212番	
40	店舗兼主屋	1棟	後田口194番3	
41	店舗	1棟	後田口196番	
42	土蔵	1棟	後田口196番	作業場
43	土蔵	1棟	後田口196番	仕込蔵
44	土蔵	1棟	後田口196番	貯蔵蔵
45	土蔵	1棟	後田口196番	衣装蔵
46	倉庫	1棟	後田口196番	
47	店舗兼主屋	1棟	後田口213番	
48	店舗兼主屋	1棟	後田口213番	
49	土蔵	1棟	後田口213番	呉服蔵
50	土蔵	1棟	後田口213番	
51	土蔵	1棟	後田口213番	
52	倉庫	1棟	後田口213番	
53	店舗	1棟	後田口233番	
54	土蔵	1棟	後田口233番	
55	主屋	1棟	後田口216番	
56	店舗	1棟	後田口234番1	
57	店舗	1棟	後田口235番1	
58	主屋	1棟	後田口235番1	
59	店舗兼住宅	1棟	後田口218番	
60	土蔵（道具蔵）	1棟	後田口218番	
61	門塀	1棟	後田口220番	
62	土蔵	1棟	後田口218番	
63	土蔵	1棟	後田口218番	
64	離れ	1棟	後田口218番	
65	土蔵	1棟	後田口218番	
66	土蔵	1棟	後田口218番	
67	土蔵	1棟	後田口218番	
68	土蔵	1棟	後田口218番	
69	店舗	1棟	後田口220番内1	
70	店舗兼主屋	1棟	後田口221番	
71	土蔵	1棟	後田口221番	道具蔵
72	土蔵	1棟	後田口221番	衣装蔵
73	土蔵	1棟	後田口221番	中の蔵

74	土蔵	1棟	後田口221番	東の蔵
75	土蔵	1棟	後田口221番	
76	離れ	1棟	後田口221番	
77	土蔵	1棟	後田口236番1	
78	店舗	1棟	後田口240番	
79	店舗兼住宅	1棟	後田口243番	
80	店舗兼主屋	1棟	後田口231番	
81	土蔵	1棟	後田口231番	米蔵
82	倉庫	1棟	後田口231番	
83	土蔵	1棟	後田口231番	
84	土蔵	1棟	後田口231番	
85	土蔵	1棟	後田口231番	菓蔵
86	土蔵	1棟	後田口247	
87	店舗兼主屋	1棟	後田口263番	
88	主屋	1棟	後田口685	
89	主屋	1棟	後田口250番2	
90	主屋	1棟	後田口262番	
91	店舗兼主屋	1棟	後田口330番	
92	店舗	1棟	後田口510番	範囲変更 (H30_12)
93	主屋	1棟	後田口523番	
94	主屋	1棟	後田口245番	
95	主屋	1棟	後田口225番	
96	主屋	1棟	後田口530番	
97	主屋	1棟	後田口531番	
98	主屋	1棟	後田口532番	
99	主屋	1棟	後田口533番	
100	主屋	1棟	後田口534番	
101	土蔵	1棟	後田口555番	暗室
102	倉庫	1棟	後田口556番1	
103	倉庫	1棟	後田口556番2	
104	主屋	1棟	後田口546番	
105	主屋	1棟	後田口553番	
106	主屋	1棟	後田口77番1	
107	主屋	1棟	後田口419番	
108	店舗兼主屋	1棟	後田口418番	
109	主屋	1棟	後田口420番2	
110	主屋	1棟	後田口422番	

111	店舗	1棟	後田イ283番5	
112	主屋	1棟	後田口408番1	
113	主屋	1棟	後田口409番1	
114	店舗兼主屋	1棟	後田口410番、411番	
115	旅館	1棟	後田口412番	
116	土蔵	1棟	後田口417番	
117	門塀	1棟	後田口412番	
118	本堂及び庫裡	1棟	後田口720番1	
119	倉庫	1棟	後田口235番2	
120	店舗兼主屋	1棟	後田口236番8	
121	主屋	1棟	後田口238番4	
122	主屋	1棟	後田口677番	
123	主屋	1棟	後田口681番	
124	主屋	1棟	後田口682番	
125	主屋	1棟	後田口684番	
126	主屋	1棟	後田口743番	
127	店舗兼主屋	1棟	後田口744番	
128	旅館兼主屋	1棟	後田口103番, 104番	
129	店舗	1棟	後田口734番	
130	主屋	1棟	後田口322番	
131	主屋	1棟	後田口326番1	
132	主屋	1棟	後田口337番	
133	主屋	1棟	後田口336番1	
134	主屋	1棟	後田口309番	
135	土蔵	1棟	後田口309番	
136	主屋	1棟	後田口288番	
137	倉庫	1棟	後田口294番	
138	土蔵	1棟	後田口295番	
139	主屋	1棟	後田口69番	
140	主屋	1棟	後田口48番地	
141	離れ	1棟	後田口190番	
142	土蔵	1棟	後田口250番2	
143	離れ	1棟	後田口48番	
144	茶室	1棟	後田口231番	
145	倉庫	1棟	後田口628番	

表2 伝統的建造物（工作物）

番号	種別	員数	所在地	備考
1	鳥居	1基	後田口36番と後田口60番40に挟まれた町道上	高さ約7m 大正15年
2	狛犬	1対	後田口36番6と後田口60番40に挟まれた町道上	昭和7年
3	門塀	1式	後田口60番1	全長約71m
4	石灯籠	1式	後田口60番48	
5	土塀	1式	後田口60番39、口60番38	全長約30m
6	土塀	1式	後田口65番10	全長約31m
7	土塀	1式	後田口65番30	全長約15m
8	門	1棟	後田口70番1	1.1m
9	門塀	1棟	後田口70番1	4.9m
10	土塀・物見	1式	後田口66番5	20.5m
11	石垣	1所	後田口66番6、口66番7、口66番8、66番9、66番乙	全長約76.5m
12	門	1棟	後田ハ38番	1.8m
13	門	1棟	後田口190番地	6.2m
14	門塀	1式	後田口220番	全長約16m
15	門	1棟	後田口213番	1.4m
16	門	1棟	後田口221番	1.0m
17	門	1棟	後田口231番	1.6m
18	石垣	1所	後田口72番1	約18m
19	土塀	1式	後田口78番3、80番	全長約17m
20	門塀	1式	後田口77番1	全長約10.5m
21	門塀	1式	後田口76番1	約24.5m
22	石碑（高砂石）	1基	後田口718番	
23	鳥居	1基	後田イ135	高さ約4m 大正15年
24	石碑（猿田彦大神）	1基	後田イ135	
25	門	1棟	後田口65番地10	高さ3.02m

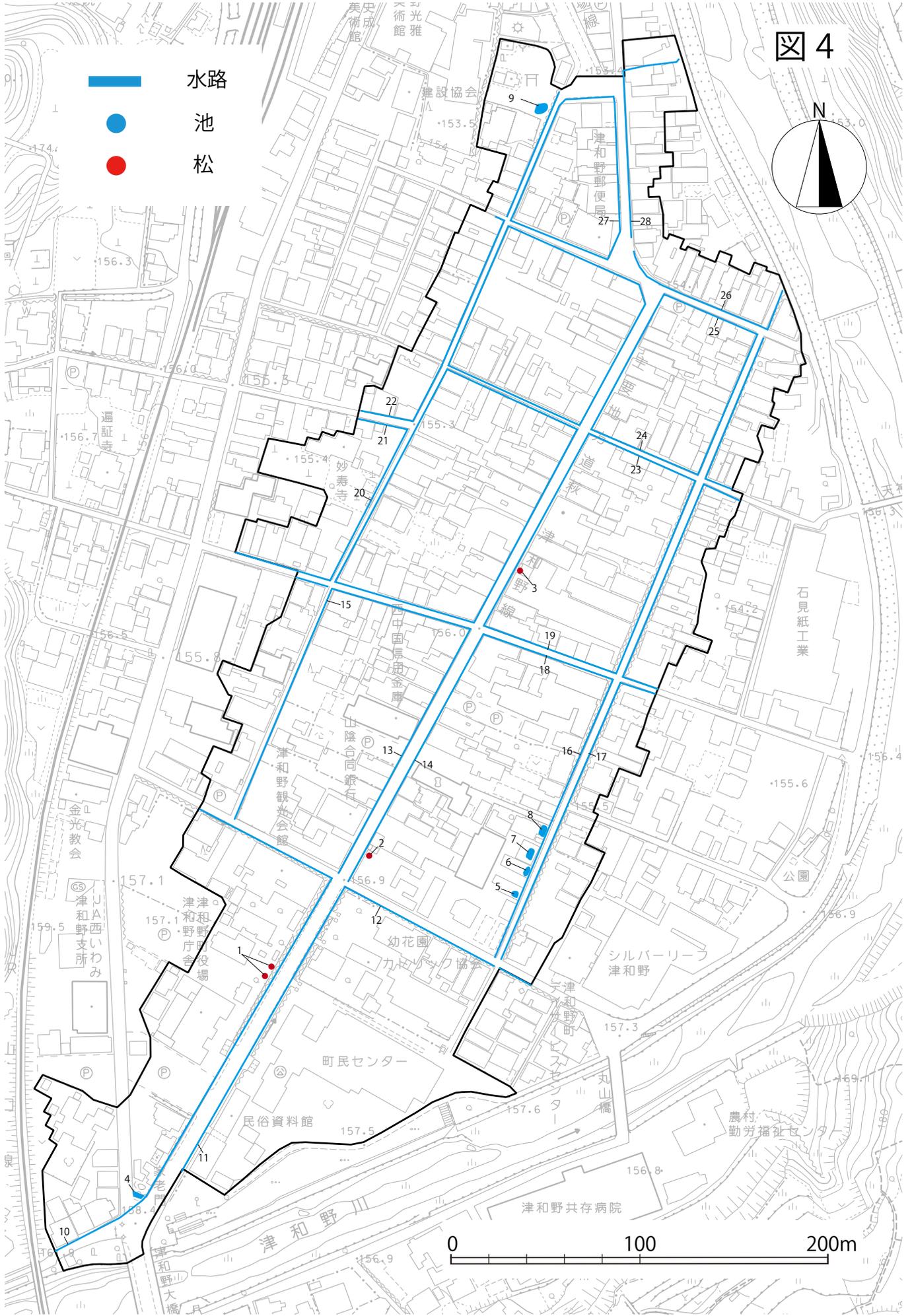


表3 伝統的建造物（環境物件）

番号	種別	員数	所在地	備考
1	樹木（クロマツ）	2本	後田口64番10	樹高約10m×1本、約11m×1本
2	樹木（クロマツ）	1本	後田ハ38番	樹高約9m
3	樹木（クロマツ）	1本	後田口218番	樹高約8m
4	池	1所	後田口60番47	約6m×4m
5	池	1所	後田口281番2	約2.2m×1m
6	池	1所	後田口281番5	約2.6m×1.1m
7	池	1所	後田口281番4	約3m×1m
8	池	1所	後田口124番2	約3m×2m
9	池	1所	後田イ135番	約8.5m×3m
10	水路（殿町通り）	1本	（東岸）後田口718番5地先から口66番乙地先まで	
11		1本	（西岸）後田口60番23から後田口68番地先まで	
12	水路（東殿町）	1本	（東岸）後田ハ38番地先から口後田262番地先まで	
13	水路（本町通り）	1本	（西岸）後田ハ37番合併地先から後田口276番2地先まで	
14		1本	（東岸）後田口277番2地先から口295番地先まで	
15	水路（新丁通り東）	1本	（西岸）後田口297番地先から後田口319番2地先まで	
16	水路（本町通り）	1本	（東岸）後田口72番地先から後田口313番地先まで	
17		1本	（西岸）後田口417番地先から後田イ135番地先まで	
18	水路（今市通り）	1本	（東岸）後田口500番地先から後田口554番地先まで	
19		1本	（西岸）後田口120番地先から後田口564番地先まで	
20	水路（新町通り西）	1本	（南岸）後田口84番2地先から後田口66番26地先まで	
21	水路（今市通り）	1本	（南岸）後田イ283番2地先から後田口513番地先まで	
22		1本	（北岸）後田口407番2地先から後田口517番地先まで	
23	水路（魚町通り）	1本	（南岸）後田口658番地先から後田口535番地先まで	
24		1本	（北岸）後田口672番1地先から後田口629番地先まで	
25	水路（風呂屋丁通り）	1本	（南岸）後田口322番地地先から後田口564番地先まで	
26		1本	（北岸）後田口335番地先から後田口352番地先まで	
27	水路（久保丁通り）	1本	（南岸）後田口722番地に接する水路	
28		1本	（北岸）後田口721番1地先から後田口721番2地先まで	